

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	地方公共団体による独自のマイナンバーカード普及促進策 —中国・四国地方における取組事例—（現地調査報告）
他言語論題 Title in other language	Promotion of the Individual Number Card by Local Authorities in the Chugoku and Shikoku Regions
著者 / 所属 Author(s)	大湖 彬史 (Oogo, Akifumi) / 国立国会図書館調査及び立法 考査局 行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	822
刊行日 Issue Date	2019-07-20
ページ Pages	59-72
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	マイナンバーカードの取得率の向上には、地方公共団体による普及促進策の実施が重要であるとされている。本稿では、中国・四国地方における各地方公共団体の取組について報告する。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 地方公共団体による独自のマイナンバーカード普及促進策 —中国・四国地方における取組事例—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
行政法務課 大湖 彬史

## 目 次

はじめに	1 南国市の人口及び交付率
I マイナンバーカード普及促進策の概要	2 具体的な普及促進策
1 マイナンバー制度の概要	3 課題
2 マイナンバーカードの概要	IV マイナンバーカードの取得を促進する施策—徳島県徳島市の事例—
3 マイナンバーカードの普及促進に関する現状	1 徳島市の人口及び交付率
II マイナンバーカードの利活用を促進する施策—兵庫県姫路市の事例—	2 具体的な普及促進策
1 姫路市の人口及び交付率	3 課題
2 具体的な普及促進策	V 徳島県による施策の実施・調整
3 課題	1 徳島県の人口及び交付率
III マイナンバーカードの利活用を促進する施策—高知県南国市の事例—	2 具体的な普及促進策
	3 課題
	おわりに

キーワード：電子政府、電子自治体、番号法、マイナンバー、マイナンバーカード

## 要 旨

地方公共団体による独自のマイナンバーカード普及促進策について、中国・四国地方の4団体（兵庫県姫路市、高知県南国市、徳島県徳島市、徳島県）の現状をヒアリング調査した。

兵庫県姫路市では、マイナンバーカードの利活用を促進する施策として、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を活用した図書館カードとのワンカード化が進められている。

高知県南国市では、マイナンバーカードの利活用促進を目的に、インターネットを介した住民サービスにおける安全な本人確認を行うための手段として、マイナンバーカードに搭載された電子証明書が活用されている。

徳島県徳島市では、マイナンバーカードの取得促進に向けて、アニメコラボシールが貼付されたマイナンバーカードケースが住民向けに配布された。

徳島県では、県庁内でマイナンバーカードの利活用を促進するとともに、県下の市町村と連携しつつマイナンバーカードの取得促進に向けたキャンペーンを行っている。

## はじめに

マイナンバーカードは、平成 25 年に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。)に基づき、住民票を有する全ての人に割り当てられる番号であるマイナンバーが記載されたプラスチック製のカードである。

マイナンバーカードは、マイナンバーの提示のほか、IC チップに搭載された電子証明書による公的個人認証にも利用できる。一方で、住民票を有する全ての住民に付番されるマイナンバーとは異なり、その取得は任意であり、その普及率は平成 31 年 4 月 1 日現在、13.0%にとどまっている<sup>(1)</sup>。マイナンバーカードの取得促進には各地方公共団体がマイナンバーカードを活用することが重要であるとされ<sup>(2)</sup>、各地方公共団体では様々な普及促進策が実施されている。

筆者は、平成 31 年 1 月、兵庫県姫路市、高知県南国市、徳島県徳島市及び徳島県において、マイナンバーカードの普及促進策に関する現地調査を行った。これらの地方公共団体が行うマイナンバーカードの普及促進策は、総務省の事例集(兵庫県姫路市、高知県南国市、徳島県)<sup>(3)</sup>や報道記事(徳島県徳島市)<sup>(4)</sup>において、特徴的な施策として紹介されている。本稿では、第 I 章においてマイナンバーカードの概要やその普及に関する現状を説明した上で、第 II 章から第 V 章までにおいて各団体におけるマイナンバーカードの普及促進に向けた取組状況を紹介する<sup>(5)</sup>。

## I マイナンバーカード普及促進策の概要

### 1 マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、個人番号(以下「マイナンバー」という。)<sup>(6)</sup>及び法人番号<sup>(7)</sup>を基に運用される制度であって、情報連携<sup>(8)</sup>等による行政の効率化、添付書類の削減等による国民の利便性の向上及び公平・公正な社会の実現のための社会基盤である。マイナンバーは、平成 28 年 1

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和元年 6 月 17 日である。

(1) 平成 30 年 1 月 1 日現在の人口に対する平成 31 年 4 月 1 日現在の交付枚数の割合である(総務省「マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成 31 年 4 月 1 日現在)」<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000620269.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000620269.pdf)>)。以下に記述する各地方公共団体のマイナンバーカード交付率についても、同様である。

(2) 向井治紀「マイナンバー制度の今後の展望」『自治日報』2018.1.5・12。

(3) 総務省自治行政局住民制度課「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集」2017.9.29。<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000510379.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000510379.pdf)>

(4) 「マイナンバー×アニメ 特製カードケースでコラボ 来月 19 日から」『毎日新聞』(徳島版)2018.8.28。

(5) 第 II 章から第 V 章までにおいて出典を明記していない情報は、現地調査での聴取内容に基づくが、本稿の文責は筆者にある。

(6) 個人番号とは、同法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう(マイナンバー法第 2 条第 5 項)。

(7) 法人番号とは、マイナンバー法第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう(マイナンバー法第 2 条第 15 項)。

(8) 法令に定められた事務に限って、専用のネットワークシステムを使って、異なる行政機関の間で保有しているマイナンバーに紐づく個人情報をやりとりすること(「用語集(マイナンバー制度について)」内閣府ウェブサイト<<http://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/yougo.html>>)。ただし、情報連携の際には、マイナンバー自体を使用せず、マイナンバーを基に生成した機関別の符号を利用して行う。

月<sup>(9)</sup>から行政機関での利用が開始されている。

マイナンバー法は、マイナンバーの利用を原則として社会保障、税、災害対策の3分野に限定し、マイナンバーを利用できる場合をポジティブリスト（原則として禁止する状態で、例外的に許されるものだけを列挙した一覧表）方式で定めている（同法第9条第1項及び別表第一）<sup>(10)</sup>。

## 2 マイナンバーカードの概要

マイナンバー法第2条第7項に規定されている個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）には、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）<sup>(11)</sup>、マイナンバー<sup>(12)</sup>その他政令で定める事項<sup>(13)</sup>が記載され、本人の写が表示されている。また、裏面には、ICチップが搭載されている。

ICチップには、4つのアプリケーション（AP）が記録されており、空き領域もある。4つのAPとは、①基本4情報、顔写真及びマイナンバーの画像データが記録された券面AP、②公的個人認証サービスで利用される電子証明書の情報を記録している公的個人認証（Japanese Public Key Infrastructure: JPki）AP、③基本4情報及びマイナンバーをテキストデータとして利用するための情報が保存された券面事項入力補助AP、④住民票コードをテキストデータとして利用するための情報が記録された住基APである<sup>(14)</sup>。

①のAPは券面偽変造の有無を確認する際に利用される<sup>(15)</sup>。

②の公的個人認証サービスとは、オンラインで申請や届出といった行政手続などやインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段である<sup>(16)</sup>。電子証明書には、利用者が送信したものであることを証明する「署名用電子証明書」と、ログインしている者が本人であることを証明する「利用者証明用電子証明書」の2種類が存在する<sup>(17)</sup>。

(9) マイナンバー法附則第1条第4号に基づき制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」（平成27年政令第171号）に規定されている。

(10) 宇賀克也『番号法の逐条解説 第2版』有斐閣、2016、p.54。なお、マイナンバーは、上記の3分野のほか、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用することができる（マイナンバー法第9条第2項）。

(11) 「用語集（マイナンバー制度について）」前掲注(8)

(12) マイナンバーカードには、マイナンバーをQRコードで表示したのもも表示されている。

(13) ①個人番号カードの有効期間が満了する日、及び②本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称が記載されているときは当該通称である（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」（平成26年政令第155号）第1条）。

(14) 「マイナンバーカード」総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/03.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html)>

(15) 西村幸浩ほか「マイナンバーカードの技術仕様と利活用方式」『Fujitsu』68(4)、2017.7、p.61。

(16) 「公的個人認証サービスによる電子証明書」<[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/kojinninshou-01.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-01.html)> なお、個人認証とは、PKI（Public Key Infrastructure）と呼ばれる公開鍵認証システムを通じて、信頼のおける第三者機関（認証局）が本人であることを証明を与えるものである（手塚悟「マイナンバー制度で広がる公的個人認証サービス—我が国における電子署名と電子認証—」『住民行政の窓』456号、2018.6、pp.21-27.）。公的個人認証サービスにおいては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に署名用認証局及び利用者証明用認証局が設置されている（「公的個人認証サービス署名用認証局 運用規程 第1.1版」2016.4.1、p.5。J-LISウェブサイト <[https://www.jpki.go.jp/ca/pdf/sign\\_cps.pdf](https://www.jpki.go.jp/ca/pdf/sign_cps.pdf)>; 「公的個人認証サービス利用者証明用認証局 運用規程 第1.1版」2016.4.1、p.5。同 <[https://www.jpki.go.jp/ca/pdf/auth\\_cps.pdf](https://www.jpki.go.jp/ca/pdf/auth_cps.pdf)>）。

(17) 総務省自治行政局住民制度課「マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて」『公的個人認証制度について』（日本経済再生本部法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会（第2回）資料2-1）2017.10.13、p.7。首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/hojinsetsuritsu/dai2/siryou2-1.pdf>> なお、署名用電子証明書は紙文書への署名を電子化した仕組みである「電子署名」用の電子証明書に、利用者証明用電子証明書は紙文書での本人確認を電子化した仕組みである「電子認証」用の電子証明書にそれぞれ分類されると考えられる（手塚悟ほか『マイナンバーで広がる電子署名・認証サービス』日経BP社、2015、p.26.）。

③及び④の AP は、主に地方公共団体の事務補助に利用される<sup>(18)</sup>。

IC チップの空き領域には、4つの AP 以外の AP を追加することにより、利用者に様々なサービスを提供することができる<sup>(19)</sup>。

マイナンバーカードの主な利用方法は、表 1 のとおりである。

表 1 マイナンバーカードの主な利用方法

利用方法	利用する部分 (AP)
マイナンバーの証明	券面
行政手続のオンライン申請	電子証明書
本人確認の際の身分証明	券面又は電子証明書
民間のオンライン取引 (見込み)	電子証明書
国や地方公共団体が実施するサービスの利用	券面、電子証明書又は空き領域
コンビニにおける各種証明書の取得	電子証明書又は空き領域

(出典) 地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード6つのメリット」マイナンバーカード総合サイト <<https://www.kojinbango-card.go.jp/kojinbango-merit/>> を基に筆者作成。

### 3 マイナンバーカードの普及促進に関する現状

各地方公共団体によるマイナンバーカードの普及促進策は、次に説明するコンビニ交付サービスやマイキープラットフォームのように多くの地方公共団体が参加するサービスを活用して行う施策と、各地方公共団体が独自に行う施策がある。後者の施策についても、他団体の先行事例を共有し、同様の施策を実施するケースが存在する (第Ⅲ章参照)。

#### (1) コンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを利用して、市区町村が発行する証明書 (住民票の写し、印鑑登録証明書等) を全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末<sup>(20)</sup>から取得できるサービスである。

各市区町村がコンビニ交付サービスを住民に提供する場合には、各市区町村が地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)<sup>(21)</sup>に参加を申し込む必要がある<sup>(22)</sup>。また、発行枚数に応じたコンビ

(18) 西村ほか 前掲注(15)

(19) 「マイナンバーカード」前掲注(14)

(20) この場合は、各店舗に設置されているマルチコピー機を指す (「証明書の取得方法」コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付ウェブサイト <<https://www.lg-waps.go.jp/01-01.html>>)。

(21) 地方公共団体情報システム機構法 (平成 25 年法律第 29 号) に基づき、資本金が地方公共団体からの出資のみで構成される法人である。住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号)、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成 14 年法律第 153 号) 及びマイナンバー法の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

(22) 「コンビニ交付導入のメリットと参加要件 (市区町村向け)」J-LIS ウェブサイト <[https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms\\_93099520.html](https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms_93099520.html)>

ニ事業者等への委託手数料及び人口規模に応じた市区町村負担金を支払う必要がある<sup>(23)</sup>。

サービスの対象となる証明書は住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書及び戸籍の附票の写しである<sup>(24)</sup>。戸籍証明書及び戸籍の附票の写しについては、住所地と本籍地が異なる住民の利用も可能であるが<sup>(25)</sup>、その場合には、本籍地の市区町村へ利用登録申請を行う必要がある<sup>(26)</sup>。なお、入手できる証明書は各市区町村により異なる<sup>(27)</sup>。

コンビニ交付サービスの対象人口は、令和元年5月15日現在、620の市区町村の約9554万人とされている<sup>(28)</sup>。

## (2) マイキープラットフォーム

マイキープラットフォームとは、マイナンバーカードに記録された公的個人認証（JPKI）APによる利用者証明用電子証明書を活用して各人が作成する8桁の「マイキーID」と各人が登録する様々なサービスの利用者番号を紐付けることにより、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが利用できるシステムである<sup>(29)</sup>。マイキーIDは、利用者が任意に作成するIDであり、マイナンバーとは異なる番号である<sup>(30)</sup>。

マイキープラットフォームの主な機能として、①民間企業が発行するカードのポイントから変換した自治体ポイント（(3)参照）を管理する機能、②地域の活動に参加することで得られる行政ポイントとしての自治体ポイントを管理する機能、③図書館の利用者カード等の番号をマイキープラットフォームに登録することでマイナンバーカードを当該利用者カード等に代替して利用できるようにする機能、が挙げられる<sup>(31)</sup>。

マイキープラットフォームを利用した事業を行っている地方公共団体等は平成30年10月31日現在94団体であり、サービス利用者数は同日現在12,224名である<sup>(32)</sup>。

## (3) 自治体ポイント

自治体ポイントとは、商店での購入等や美術館、博物館等の入館料の支払等各地方公共団体が決めた範囲で利用することができるポイントである。自治体ポイントは、手持ちのクレジットカード利用等で貯めた民間企業のポイントを振り替えること及び自治体のボランティア活動

(23) 「コンビニ交付の参加条件」同上 <[https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/141/1/konbinikoufu\\_sankayouken.pdf](https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/141/1/konbinikoufu_sankayouken.pdf)>

(24) 「コンビニ交付とは」コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付ウェブサイト <<https://www.lg-waps.go.jp/01-00.html>>

(25) 地方公共団体情報システム機構「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）導入検討の手引き 第2.4版」2017.12, p.1. <[https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/141/1/dounyuukentou\\_2.4.pdf](https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/141/1/dounyuukentou_2.4.pdf)>

(26) 「本籍地の戸籍証明書取得方法」コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付ウェブサイト <<https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>>

(27) 「コンビニ交付とは」前掲注(24)

(28) 「市区町村の参加状況」J-LISウェブサイト <[https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/140/1/conveni\\_koufu20190515.pdf](https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/140/1/conveni_koufu20190515.pdf)>

(29) 猿渡知之「自治体ポイントで地域の消費拡大の取組を推進」『地方財務』763号, 2018.1, p.92.

(30) 総務省「マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ」2018.1. <[https://id.mykey.soumu.go.jp/mkpf/FAQ\\_mkpf\\_mypage.pdf](https://id.mykey.soumu.go.jp/mkpf/FAQ_mkpf_mypage.pdf)> なお、マイキーIDの番号は、利用者証明用電子証明書発行番号に対応して作成される。

(31) 猿渡 前掲注(29), pp.93-95.

(32) 総務省地域力創造グループ地域情報政策室「マイキープラットフォーム構想の推進」（第2回未来投資会議 産官協議会「スマート公共サービス」会合 資料1-2）2018.11.16, p.6. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/sankankyougikai/smartpublic/dai2/siryou1-2.pdf>>

等に参加すること等で得ることができる<sup>(33)</sup>。

自治体ポイントを利用するためには、地方公共団体側が「マイキープラットフォーム」及びそのサブシステムである「自治体ポイント管理クラウド」に登録することと住民側がマイキープラットフォームに参加するためのマイキー ID を設定することが必要である<sup>(34)</sup>。

主な課題として、①利用できるようになるまでの手順が煩雑であること<sup>(35)</sup>、②購入履歴等の個人情報が把握される可能性があること<sup>(36)</sup>、等が指摘されている。

#### (4) 各地方公共団体による独自の普及促進策

マイナンバーカードの普及促進策は、その目的の観点から、マイナンバーカードそのものの取得を促進する施策とマイナンバーカードの利活用を促進する施策の大きく二つに分けられる。

マイナンバーカードそのものの取得促進策として、内閣府及び総務省が発出する通達<sup>(37)</sup>を受けて各地方公共団体で行われる取得促進キャンペーンが挙げられる。キャンペーンの内容は、総務省が集積している事例集<sup>(38)</sup>等を参考に、各地方公共団体が決定する。マイナンバーカードの利活用促進策は、各地方公共団体により様々である。主に空き領域に追加される AP と公的個人認証 (JPKI) AP が利用されるが、後述する徳島県の事例のように、券面記載情報が利用される場合もある。

こうした独自の施策は、マイナンバーカードの交付事務を担う各市区町村<sup>(39)</sup>により行われることが多いが、都道府県が施策の調整・実施等を行う場合もある。

こうした独自の普及促進策は、取得率の向上につながっている場合がある一方で、予算・人員等の面からその効果が限定的である場合もある。以下、今回現地調査を行った各地域におけるマイナンバーカードの普及促進に向けた取組状況を紹介する。

## Ⅱ マイナンバーカードの利活用を促進する施策—兵庫県姫路市の事例—

### 1 姫路市の人口及び交付率

人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在、538,488 人である<sup>(40)</sup>。マイナンバーカード交付率は、平成

(33) 猿渡 前掲注(29), pp.96-102.

(34) 同上, p.92.

(35) 「ローソンでの買い物ポイント「自治体ポイント」と交換 OK」『北海道新聞』2018.11.7.

(36) 「景気失速回避 政策フル動員」『河北新報』2018.11.27. なお、総務省に設置された検討会は、マイキープラットフォームの構築に当たって、マイナンバーカードやマイキープラットフォームに圖書の貸出し履歴や物品の購入履歴等の情報は保有できないことを前提としている(マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会「マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会【中間報告】」(第4回個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 資料4-3-2) 2016.4.28, p.2. 総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000437721.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000437721.pdf)>)。

(37) 内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省自治行政局住民制度課長「マイナンバーカードの取得促進について(依頼)」(平成29年9月29日府番第189号・総行住第228号) <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000510377.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000510377.pdf)> なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言(地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができることとされているもの(総務省「総務省における今後の通知・通達の取扱い」<[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kanbo02\\_01000005.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo02_01000005.html)>))である。

(38) 具体例として、総務省自治行政局住民制度課 前掲注(3)がある。

(39) マイナンバー法第17条第1項に基づき、マイナンバーカードの交付は市区町村長が行う。

31年4月1日現在、13.1%である。

## 2 具体的な普及促進策

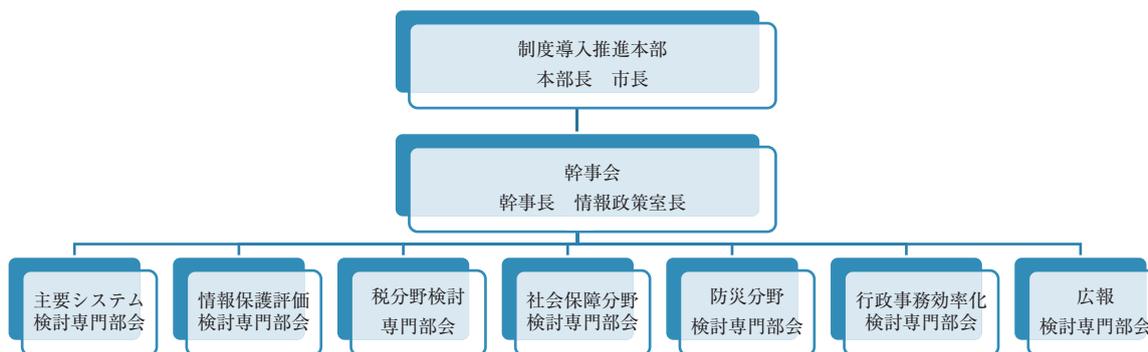
姫路市の先進的な施策として、公的個人認証（JPKI）APによるマイナンバーカードの公的個人認証機能を活用した図書館サービスの展開が挙げられる。

姫路市内の図書館では、マイナンバーカードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して本人確認及び貸出管理を行うことで、図書館カードを用いずにマイナンバーカードのみで図書館利用ができる<sup>(41)</sup>。このサービスを利用するためには、図書館窓口でマイナンバーカードを持参して登録を行う必要がある。なお、このサービスは平成29年2月から順次、播磨圏域連携中枢都市圏（8市8町で構成）内の3市2町で共通利用が開始されており、圏域内の住民はマイナンバーカード1枚で3市2町に設置された22図書館のサービスが利用できる。

姫路市は、このサービスを平成28年11月に全国の地方公共団体に先駆けて開始した。こうした迅速な対応が可能であった理由として、国の動向について情報政策室（課）で情報収集を行っていたことが挙げられる。マイナンバー法成立後の平成25年8月に総務局総務部情報政策課に職員2名から成るマイナンバー制度導入準備担当部門が設置された<sup>(42)</sup>。情報政策室は平成28年4月に総務局に設置されており、現在、情報政策室長が姫路市におけるマイナンバー制度の推進本部である制度導入推進本部（平成26年5月設置、本部長：姫路市長）の幹事長を務める（図参照）。

情報政策室（課）による情報収集の成果として、平成27年10月の図書館システム更新に係る事業者選定プロポーザルの時点で、図書館と情報政策室（課）が情報を共有し、マイナンバーカードの発行を見越したシステム調達仕様書が作成できた。この調達仕様書は、マイナンバーカードの交付開始（平成28年1月）以前から総務省によりマイナンバーカードの公的個人認証機能を活用した図書館サービスがマイナンバーカード活用事例の一つとして挙げられていたことを、情報政策室（課）が考慮したために作成が可能となった。

図 姫路市におけるマイナンバー制度の取組体制



（注）平成28年4月に情報政策室が設置されるまでは、総務部長が幹事長を務めていた。

（出典）姫路市提供資料を基に筆者作成。

(40) 総務省「【総計】平成30年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）」<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/daityo/jinkou\\_jinkoudoutai-setaisuu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html)> 以下に記述する各地方公共団体の人口についても、同出典による。

(41) 従来の図書館カードを利用することも可能である。

(42) 情報政策課の所属長は課長級であるのに対し、情報政策室の所属長は部長級である。

### 3 課題

マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用した図書館サービスを利用している住民は、171人（平成30年3月31日現在）である。姫路市におけるマイナンバーカード交付枚数が67,654枚（平成30年12月31日現在）<sup>(43)</sup>であること、図書館の利用登録者数が82,856人（平成30年3月31日現在）<sup>(44)</sup>であることに鑑みれば、サービスが普及しておらず、交付率の上昇にあまり影響を与えていないと言える。マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用した図書館サービスを利用している住民の数が少ない理由として、マイナンバーカードの多目的利用が進展しておらず、図書館利用のためだけにマイナンバーカードを取得・所持するインセンティブが乏しいことが考えられる。

そのため、姫路市では、マイナンバーカードの多目的利用に向けた施策として、コンビニ交付サービスの導入（平成28年1月～）<sup>(45)</sup>、マイナンバーカードの券面入力補助AP（第1章第2節参照）を活用した申請書等自動作成サービスの導入（平成29年10月～）、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用した姫路域の入城管理に関する実証実験（平成30年12月実施）等を実施している。

姫路市は、マイナンバーカードの普及に当たって、利活用の促進及びカードの取得促進のいずれも推進することを方針としており、カードの取得促進のための取組としては、姫路市庁舎におけるマイナンバーカード作成のための無料写真撮影ブースの設置やリーフレットの作成等を行っている。

## Ⅲ マイナンバーカードの利活用を促進する施策—高知県南国市の事例—

### 1 南国市の人口及び交付率

人口は、平成30年1月1日現在、47,871人である。マイナンバーカード交付率は、平成31年4月1日現在、6.2%である。

### 2 具体的な普及促進策

南国市の主な施策として、平成28年12月1日より開始された母子健康情報サービスにおけるマイナンバーカードの利用が挙げられる。母子健康情報サービスとは、母子健康手帳に記載された子供の健康情報を保護者にインターネットを通じて提供するサービスである<sup>(46)</sup>。

母子健康情報サービスは、群馬県前橋市が構築した母子健康情報サービスを参考に構築された<sup>(47)</sup>。なお、前橋市は、母子健康情報サービスの開発を一般社団法人ICTまちづくり共通プ

(43) 総務省 前掲注(1)

(44) 姫路市立城内図書館編『姫路市の図書館 平成30年度』2018.7, p.77.

(45) 平成30年4月から7月までの各種証明書の発行に占めるコンビニエンスストア等での交付割合は、住民票3.05%、印鑑登録証明書5.69%、戸籍（戸籍事項証明書）1.79%、戸籍の附票（写し）0.48%である。姫路市市民局は、コンビニ交付サービスの活用について、「伸び悩んでいる状況であると思う」との認識を示している（姫路市議会予算決算委員会厚生分科会会議録 平成30年9月19日）。

(46) 網島勇生「前橋市 マイナンバーカードを活用した子育て支援策で住みやすいまちに 母子健康情報サービス提供の実用に向けて（特集 ICTで実現する地方創生、地域活性化）」『J-LIS』3(1), 2016.4, p.11.

(47) 前橋市の母子健康情報サービスについては、網島勇生「創造型行革のすすめ マイナンバーカードを活用した母子健康情報サービスの構築」『地方自治職員研修』49(5), 2016.5, pp.31-33等を参照。なお、前橋市のマイナンバーカード交付率は、平成31年4月1日現在、12.5%である。

ラットフォーム推進機構（TOPIC）と共同して行っている<sup>(48)</sup>。TOPICは、ICTを活用したまちづくりを推進すること等を目的とし、主に前橋市内の団体（企業、医療機関、大学等）が参画して設立された団体である<sup>(49)</sup>。南国市も、TOPICにシステム運用及びサービス実施業務を委託している<sup>(50)</sup>。

南国市の母子健康情報サービスへの登録には、書面による方法とマイナンバーカードを利用する方法の2種類がある。マイナンバーカードを利用して登録を行う場合には、南国市保健福祉センターに設置されたパソコン又はカードリーダーを備え付けた自宅等のパソコンから登録が可能である。登録後は、母子健康情報サービスを、パソコン、スマートフォン、タブレットから利用できる。パソコンからログインする場合には、マイナンバーカードのICチップに記録された利用者証明用電子証明書が必要である。一方で、スマートフォン、タブレットから利用する場合には、それらに専用アプリをダウンロードした上で、初回利用時にアカウント登録を行う必要がある。アカウント登録は、パソコンに表示された、又は郵送により利用者へ通知された二次元コードを読み取る形式で行われる<sup>(51)</sup>。スマートフォンからの利用の際には、マイナンバーカードを用意する必要はない。

### 3 課題

課題として、母子健康情報サービスのユーザー数が少ないことが挙げられる。母子健康情報サービス等を通じたマイナンバーカードの利活用の促進に加えて、マイナンバーカードの取得促進に関する施策の実施が今後の課題であると考えられる。

なお、南国市はコンビニ交付サービスを導入していない<sup>(52)</sup>。その理由の一つとして、コンビニ交付サービスを導入する各地方公共団体に課せられる人口に応じた負担金（第I章第3節（1）参照）が財政規模に比して高額であることが挙げられる。

## IV マイナンバーカードの取得を促進する施策—徳島県徳島市の事例—

### 1 徳島市の人口及び交付率

人口は、平成30年1月1日現在、255,309人である。マイナンバーカード交付率は、平成31年4月1日現在、10.6%である。

### 2 具体的な普及促進策

徳島市では、マイナンバーカードの普及促進に関する独自の施策を、徳島県が実施した県下一斉マイナンバーカード普及促進キャンペーン（第V章参照）に合わせて行った。このほか、コンビニ交付サービスの実施（平成29年10月～）や、同サービス実施に伴いサービスを終了する

(48) 網島勇生「(Search!! 番号制度 マイナンバー制度の活用に向けて) マイナンバーカードを活用した母子健康情報サービス」『J-LIS』4(4), 2017.7, p.33.

(49) 「活動趣旨」TOPICウェブサイト <<http://topic.or.jp/vision.html>>

(50) 南国市母子健康情報サービス利用規約第1条第2項 同規約は、「母子健康情報サービス利用規約」<<https://www.city.nankoku.lg.jp/download/?t=LD&id=4270&fid=29256>>を参照。

(51) 南国市母子健康情報サービス利用規約第4条 「母子健康情報サービス利用規約」同上; 「母子健康情報サービスを開始します」2016.12.1. 南国市ウェブサイト <[https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life\\_dtl.php?hdnKey=4270](https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=4270)>

(52) 「市区町村の参加状況」前掲注28

証明書自動交付機の利用者であってマイナンバーカードを受領していない者に対する勧奨文書の送付（平成30年2月27日～同年3月14日）等の施策を行っている。

#### (1) アニメと連携したマイナンバーカードケース貼付用シールの作成・配布

アニメと連携したマイナンバーカードケース（以下「アニメコラボカードケース」という。）貼付用シールの作成・配布は、マイナンバーカード交付の際に配布される専用カードケースに、平成30年度阿波おどりアニメポスター（阿波おどりのポスターにアニメ「衛宮さんちの今日のごはん」のキャラクターが使用されているもの）が描かれたシールを貼付する方式で行われた<sup>(53)</sup>。

シールはマイナンバーカードの新規交付を受ける住民（受取時に希望した場合のみ）向けに500枚、既にマイナンバーカードの交付を受けている住民に500枚用意された。平成30年9月19日から配布が開始され、同年12月5日に全ての配布が終了した。

#### (2) イベント会場での出張申請受付

上記のアニメコラボカードケースの配布に合わせ、平成30年10月7日に徳島市で実施されたアニメイベント会場において、若年層を主な対象としてマイナンバーカードの申請受付ブースを設置した。申請を行った住民に対してはアニメコラボカードケースの引換券を配布すると同時に、既にマイナンバーカードを取得している住民に対しては、アニメコラボカードケースの配布を行った。

27件のマイナンバーカード申請受付があり、11個のアニメコラボカードケースの配布を行った。このほか、650枚のマイナンバーカード勧奨チラシを配布した。

#### (3) webマンガの掲載

平成30年9月13日からマイナンバーカードの普及及び啓発を目的としたwebマンガが市ホームページ上で掲載されており、原則週1回更新される。分量は3コマ程度で、構成の決定及びイラストの作成等全て職員の分担で行っている。

#### (4) 勧奨文書の送付

コンビニ交付サービスが平成29年10月から実施されることに伴い、従来行われていた証明書自動交付機による証明書の自動交付が終了することになった<sup>(54)</sup>。そのため、自動交付機利用者であってマイナンバーカードを受領していない者に対し勧奨文書を送付した。送付した時期は、平成30年2月27日から同年3月14日までである。同年2月の申請件数に対し同年3月の申請件数が約3割増加しており、一定の効果があったと考えられている（表2参照）。

<sup>(53)</sup> 同アニメのアニメーション制作会社である「ufotable」の社長が徳島市出身であり、以前から徳島市と同社でイベント等が行われていたことから今回の企画が生まれた。

<sup>(54)</sup> 自動交付機は徳島市庁舎及びそごう徳島店に設置されていた。そごう徳島店では平成30年末にサービスが終了し、徳島市庁舎では令和元年9月末にサービスが終了する予定である。

表2 徳島市におけるマイナンバーカードの交付申請件数

交付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成27年度							10	4,899	3,089	3,012	5,260	1,938
平成28年度	974	639	472	335	333	400	446	465	377	484	529	661
平成29年度	466	389	312	290	320	407	432	318	283	344	459	617
平成30年度	538	391	339	270	303	319	359 <sup>注3</sup>	342				

(注1) 平成29年9月4日から同年12月31日まで、平成30年11月19日から平成31年2月28日まで、それぞれ徳島県下一斉マイナンバーカード普及促進キャンペーンが実施されている。

(注2) 平成30年9月19日から12月5日までアニメコラボカードケースの配布、平成30年10月7日にイベント会場での出張受付、平成30年9月から普及及び啓発のためのwebマンガの掲載、平成30年2月27日から同年3月14日まで勲奨文書の送付がそれぞれ行われている。

(注3) 359枚中27枚はイベント会場における申請受付ブースでの申請である。

(出典) 徳島市提供資料を基に筆者作成。

### 3 課題

徳島市独自のキャンペーンは、交付枚数の増加に寄与していると考えられるものの、上昇率に対する影響は限定的である。市の担当者からは、マイナンバーカード交付率の増加には、令和2年度から導入が予定されているマイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン資格確認のような、国による施策の実施がより大きな影響を与えるのではないかとの意見も聞かれた。

## V 徳島県による施策の実施・調整

### 1 徳島県の人口及び交付率

人口は、平成30年1月1日現在、757,377人である。マイナンバーカード交付率は、平成31年4月1日現在、10.4%である。

### 2 具体的な普及促進策

主な施策として、徳島県庁におけるマイナンバーカードの利用と県下一斉マイナンバーカード普及促進キャンペーンが挙げられる。

#### (1) 徳島県庁におけるマイナンバーカードの利用

徳島県庁における利用方法には、職員証としての利用及び各業務端末等を使用する際の利用者識別IDとしての利用の二つがある。

職員証としての利用は、平成28年4月から開始された。入退館時の本人確認のためにマイナンバーカードの表面に掲載された顔写真等が利用される。中央省庁で採用されているような、マイナンバーカードのICチップとセキュリティゲートを利用した方式は採用していない。

業務端末における利用者識別IDとしての利用は、平成29年11月から開始された。各職員を一意に識別するための利用者IDがICチップの空き領域に付与されたマイナンバーカードを各業務端末等に設置されたカードリーダーにかざすことで利用される。この際に、暗証番号の入力も併せて行う二要素認証の方式を採用することで、セキュリティの確保も実現している。ログイン日時も記録されているが、出退勤管理は紙媒体で行われている。

## (2) 県下一斉マイナンバーカード普及促進キャンペーン

県下一斉マイナンバーカード普及促進キャンペーンは、平成 29 年度（9 月 4 日～12 月 31 日）<sup>(55)</sup>と平成 30 年度（11 月 19 日～2 月 28 日）の 2 回行われている。実現に当たっては、平成 29 年度に設置された「マイナンバーカード普及・利活用タスクフォース」が施策を考案した。同タスクフォースは、8 市町村の職員 15 名と県庁の職員 3 名の計 18 名で構成されている。キャンペーンは、徳島県マスコットとマイナンバーキャラクターのオリジナルコラボシールが貼付されたカードケースの配布及び市町村独自のキャンペーンの実施から構成されている。市町村独自のキャンペーンについては、各市町村が最低一つ以上考案し実施することとしている（表 3 参照）。各市町村のキャンペーン内容は、県庁が一覧表に取りまとめた上で各市町村の担当者に通知されているが、徳島県は各市町村のキャンペーン内容を把握するのみで、実際にどの程度の組織資源をキャンペーンに割くかは各市町村に委ねられている。このほか、期間中に PR 活動を行っており、平成 29 年度のキャンペーンの PR 活動については、NHK 等のメディアにも取り上げられた。

県下一斉でキャンペーンを行う利点として、メディアに取り上げられる機会が増えることや、県下の市町村が個別のキャンペーンを実施する環境が整備されることが挙げられる。

## 3 課題

市町村により、施策の充実度や施策に対する組織資源の投入にばらつきがあり、徳島県全体として成果が不明瞭になっていると考えられる。また、徳島県におけるマイナンバーカード交付率は全国平均より低い、これは、徳島県の地域的特性として、移動手段としての自動車の需要が高く、運転免許証の所持率が高いため<sup>(56)</sup>、写真付きの本人確認証としてマイナンバーカードを所持する必要性のある人が少ないことが考えられる<sup>(57)</sup>。

<sup>(55)</sup> 総務省の通達（内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省自治行政局住民制度課長 前掲注(37)）を受けてのキャンペーンである（総務省「「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」の取組状況・予定等（都道府県一覧）」2017.12.14. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000522173.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000522173.pdf)>）。

<sup>(56)</sup> 平成 29 年 12 月末の全国における 16 歳以上の人口に対する運転免許保有者数の割合が 74.8% であるのに対し（内閣府『交通安全白書 平成 30 年版』2018, p.94.）、徳島県における 16 歳以上の人口 646,389 人（平成 31 年 1 月 1 日現在。徳島県「平成 31 年 1 月 1 日現在【年齢（各歳）男女別人口】」<<https://www.pref.tokushima.lg.jp/statistics/year/nenrei>>）に対する運転免許保有者数 520,851 人（平成 30 年末現在。警察庁交通局運転免許課「運転免許統計（平成 30 年版）補足資料 1」2019.3.27, p.3. <[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/menkyo/h30/h30\\_sub1.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/menkyo/h30/h30_sub1.pdf)>）の割合は、約 80.6% である。

<sup>(57)</sup> この点、平成 30 年 10 月 11 日から 21 日まで実施された内閣府によるマイナンバー制度に関する世論調査（平成 30 年 10 月調査）によれば、「マイナンバーカードを取得した（する）理由（複数回答・選択式）」として最も多く挙げられたのは「身分証明書として使えるから（46.7%）」であり、「マイナンバーカードを取得していない理由（複数回答・選択式）」として「取得する必要性を感じられないから（57.6%）」の次に多く挙げられていたのは「身分証明書になるものは他にあるから（42.2%）」であった（内閣府「マイナンバー制度に関する世論調査の概要」2018.12.14. <<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-all.html>>）。なお、特別区におけるマイナンバーカード交付率（平成 30 年 1 月 1 日現在の人口に対する平成 31 年 4 月 1 日現在の交付枚数の割合）は 17.9%、政令指定都市では 14.0%、市（政令指定都市を除く。）では 12.4%、町村では 10.5% である（総務省 前掲注(1)）。

表3 平成30年度徳島県マイナンバーカード普及促進キャンペーン（各市町村の施策）

市町村名	施策の内容
徳島市	住民課窓口でのマイナンバーカード新規交付者又は既交付のマイナンバーカード提示者にアニメコラボケースの配布
鳴門市	①市役所でのカード申請補助及び写真撮影サービスの実施 ②3歳児健康診査会場でのカード申請補助及び写真撮影サービスの実施 ③市役所特設会場でのカード申請補助及び写真撮影サービスの実施
小松島市	①市役所でのカード申請用顔写真撮影サービス及び申請補助の実施 ②カード交付の平日窓口延長
阿南市	①マイナポータル用端末を利用したカード申請補助の実施 ②市内企業へ出向いての申請受付 ③写真撮影サービスの実施
吉野川市	①カード申請補助の実施 ②カード交付の平日窓口延長 ③カード申請用封筒を窓口で無料配布
阿波市	市役所でのカード申請補助及び写真撮影サービスの実施
美馬市	①各月の最終日曜日にもマイナンバーカードの申請を受付 ②市の行事、イベント等におけるマイナンバーカード案内ブースの設置 ③「マイナンバーカード普及促進キャンペーンPR」チラシの配布 ④ポスターの掲示
三好市	①カード申請補助の実施 ②顔写真撮影サービスの実施
勝浦町	役場でのカード申請補助の実施
上勝町	役場住民課でのカード申請補助の実施
佐那河内村	①希望者へのカード申請補助の実施 ②役場特設会場でのマイナンバーカードの交付申請に関する相談所の開設とカード申請補助の実施 ③マイナちゃんエコバック、マイナちゃんシール及び付箋をプレゼント
石井町	役場でのカード申請補助の実施
神山町	マイナンバーカード申請用の顔写真撮影サービス及び申請補助の実施
那賀町	カード申請補助の実施
牟岐町	役場窓口でのカード申請補助の実施
美波町	来庁者への取得呼び掛け及び窓口でのカード申請補助の実施
海陽町	来庁者への取得呼び掛け及び窓口でのカード申請補助の実施
松茂町	①松茂町マスコットキャラクター松茂係長グッズプレゼント ②カード申請用封筒の窓口配布 ③カード交付の平日窓口延長
北島町	役場でのカード申請補助及び写真撮影サービスの実施
藍住町	藍住町オリジナルマスコットあいのすけグッズプレゼント
板野町	コンビニ交付のPRの実施
上板町	「除菌用ウェットティッシュノンアルコールタイプ外出用26枚入り一個」プレゼント
つるぎ町	役場でのカード申請補助及び写真撮影サービスの実施
東みよし町	役場でのカード申請補助の実施

(注) 徳島県マイナンバーカード普及促進キャンペーンは、平成30年11月19日から平成31年2月28日まで行われた。

(出典) 徳島県提供資料を基に筆者作成。

## おわりに

筆者が訪問した4団体は、カードが利用できる場面を増やし、その利便性を向上させることに重点を置く団体や、カードそのものを普及させることに重点を置く団体等、その普及促進策は様々であった。一方で、訪問先も含めた各地方公共団体においては、マイナンバーカードの普及に向けて、今後も組織資源の制約がある中でより効果のある施策を行うことに努めていくものと考えられる<sup>(58)</sup>。

政府においても、マイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン資格確認の導入<sup>(59)</sup>等マイナンバーカードの活用策が検討されている。電子政府化の流れの中でマイナンバーカードの役割について議論しつつ、その普及<sup>(60)</sup>における国と地方公共団体の役割について検討を深めることが重要である。

なお、今回の現地調査において、貴重な時間を割いて御協力いただいた訪問先の皆様には、この場を借りて感謝申し上げます。

(おおご あきふみ)

<sup>(58)</sup> 今回訪問した団体以外にも、マイナンバーカードの普及促進策の実施に積極的な団体は数多く存在する。例えば、マイナンバーカードの取得率が29.1%（平成31年4月1日現在。総務省 前掲注(1)）である宮崎県都城市では、マイナンバーカードの取得に向けた施策として、来庁者に対するタブレット端末による申請補助、企業巡回型、公共施設・商業施設巡回型又は説明会一体型の申請補助等を実施しているほか、マイナンバーカードの利活用を促進するために母子健康情報サービスや自治体ポイントを導入している（総務省自治行政局住民制度課「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集」2017.9.29, pp.2-4. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000510379.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000510379.pdf)>; 「母子手帳 スマホで管理 都城市」『読売新聞』（西部版）2017.9.13.）。

<sup>(59)</sup> 上記資格確認を令和2年度から導入すること等を内容とする「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）が第198回国会において成立している。

<sup>(60)</sup> なお、2003年から市民カード（Bürgerkarte）を住民に任意に発行しているオーストリア（小泉雄介・吉田絵里香「オーストリアの電子ID制度と市民カード」『情報化研究』315号, 2008.3, pp.8-13.）では、2018年現在、オーストリアの市民権を持つ者のうち約37%の者が電子署名機能を有した携帯電話又は市民カード機能を有効にしたカードを所有しているとされている（Initiative D21・Fortiss, “eGovernment MONITOR 2018,” 2018.11, p.28. eGovernment MONITORs website <[https://www.egovernment-monitor.de/fileadmin/uploads/user\\_upload/studien/PDFs/191029\\_eGovMon2018\\_Final\\_WEB.pdf](https://www.egovernment-monitor.de/fileadmin/uploads/user_upload/studien/PDFs/191029_eGovMon2018_Final_WEB.pdf)>）。オーストリアも含めた諸外国の国民IDカード制度の現状については、大湖彬史「マイナンバーカードに関する動向」『調査と情報—Issue Brief—』1042号, 2019.2.28, pp.7-12. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11243058\\_po\\_1042.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11243058_po_1042.pdf?contentNo=1)> を参照。